

津久見市公共施設等活用事業補助金交付要綱

令和4年3月17日

告示甲第2号

(目的)

第1条 この要綱は、旧仙水小学校施設の有効活用に係る事業者募集要項（令和8年告示乙第40号。以下「募集要項」という。）及び旧仙水小学校施設の有効活用に係る事業者選定における公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）により選定された事業者に対し、創業に必要な経費の一部を補助することについて、津久見市補助金等交付規則（昭和39年津久見市規則第9号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 募集要綱で選定された事業者が当該選定時に提案した事業（以下「選定事業」という。）を開始することをいう。
- (2) 選定事業所 選定事業を実施する事業所をいう。
- (3) 創業日 選定事業に創業する日をいう。

(補助金の対象者の要件)

第3条 補助金の交付対象となる者は、募集要項及び実施要領により選定された事業者で、過去に市から同種の補助金等の交付を受けていないものとする。

(補助金の対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、別表の左欄に掲げるものであって、第6条の規定による交付決定を受けた日から、原則として創業日までに支払った経費とする。ただし、国、県、市及びその他の機関から補助金の交付を受けたことがある経費又は受ける予定がある経費、その他市長が適当でないと認めるものを除く。

2 補助金の額は、補助対象経費に別表の中欄に規定する補助率を乗じて得た額で、右欄に掲げる限度額以内とする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、津久見市公共施設等活用事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業に着手する日より前に市長に申請しなければならない。

(1) 補助金に係る創業計画書（第2号様式）

旧仙水小学校施設の有効活用に係る事業者選定における公募型プロポーザル時に提出した、事業計画書に準じ作成すること。

(2) 補助対象経費の内訳がわかる見積書等の書類

(3) 補助金に係る誓約書兼承諾書（第3号様式）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を審査し、補助金の交

付を適当と決定したときは、津久見市公共施設等活用事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による決定は、予算の範囲内において行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による決定に必要な条件を付することができるものとする。

（実績報告）

第7条 前条第1項の規定による決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、市長が定める日までに、津久見市公共施設等活用事業補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助金に係る収支報告書（第6号様式）
- (2) 契約書、支払を証する書類の写し等
- (3) 補助金の補助対象事業の内容等が確認できる写真、印刷物等
- (4) 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書の写し又は登記事項証明書の写し等
- (5) 滞納が無いことの証明（国税、県税、市税等）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第8条 市長は、前条に規定する補助金に係る実績報告書を受理したときは、交付すべき補助金の額を確定し、津久見市公共施設等活用事業補助金の額の確定通知書（第7号様式）により、交付決定者

に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第9条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、津久見市公共施設等活用事業補助金交付請求書（第8号様式）により、市長に請求するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、実施要領の参加資格の要件を欠いたときは、当該補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（この告示の廃止）

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。